

第二十六回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第三十一号

昭和三十三年四月十八日(木曜日)

午前十時四十八分開議

出席委員

委員長 相川 勝六君

理事 大平 正芳君 理事 床次 徳二君

理事 福井 順一君

理事 石橋 政嗣君 理事 保科 善四郎君

宇都宮 徳馬君 大坪 保雄君

大村 清一君 辻 政信君

眞崎 勝次君 齋 々久保 重光君

淡谷 悠蔵君 稻村 隆一君

西村 力弥君

出席國務大臣

國務大臣 松浦 周太郎君

國務大臣 大久保 次郎君

出席府委員

總理府事務官 八巻 淳之輔君

(内閣府局長)

行政管理局 楠美 省吾君

政務次官 岡部 史郎君

總理府事務官 岡部 史郎君

(行政管理局長)

委員外の出席者

總理府事務官 吉田 威雄君

(内閣府局長)

官房 齋藤 部長

専門員 安倍 三郎君

四月十八日

委員井手以誠君辞任につき、その補欠として淡谷悠蔵君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

臨時恩給等調査会設置法案(内閣提出第一四三三号)

○相川委員長 これより会議を開きます。

去る十二日本委員会に審査を付託されました、内閣提出にかかる臨時恩給等調査会設置法案を議題とし、これより審査に入ります。

まず政府より提案理由の説明を求めます。松浦國務大臣。

臨時恩給等調査会設置法案

臨時恩給等調査会設置法

(設置)

第一条 總理府に、附屬機関として、臨時恩給等調査会(以下「調査会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 調査会は、次の事項を調査審議する。

一 旧軍人(旧軍人を含む。以下この号において同じ。)の公務傷病恩給、旧軍人の遺族の公務扶助料その他旧軍人又はその遺族の恩給に関する事項

二 前号に掲げる者以外の者の恩給に関する事項

三 前二号に関連する戦傷病者、戦傷病者又は戦没者の遺族等の援護に関する事項

四 その他前三号に関連する事項

(組織)

第三条 調査会は、委員二十五人以上で組織する。

2 委員は、国会議員、関係各行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣總理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第四条 調査会に、会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を總理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(幹事)

第五条 調査会に、幹事五人以内を置く。

2 幹事は、関係各行政機関の職員のうちから、内閣總理大臣が任命する。

3 幹事は、調査会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(報告)

第六条 調査会は、第二条の事項に關し調査審議した結果を、遅くとも、昭和三十三年十一月十五日までに内閣總理大臣に報告しなければならない。

(庶務)

第七条 調査会の庶務は、總理府恩給局において処理する。

(雜則)

第八条 この法律に定めるもののほか、調査会に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(總理府設置法の一部改正)

2 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中恩給審査会の項の次に次のように加える。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十三年法律第...号)の規定する事項を調査すること。

ましてはなお検討をする余地があるの
じやなからうかと思っております。今
回提案をしておりますところの調査会
ができました際に、この調査会におい
ても十分これらの点は検討いたしまし
て、御要望の点がございしますので善処
していくようにしたい、こう思ってお
ります。

○眞崎委員 次に賞勲局にお伺いした
いのですが、私もがこういふものに
不案内のために、この臨時調査会の中
の審議題目に、金鵄勲章に対する年
金も含んでいるのだと思っております
したが、法規上は含んでいないとい
うことでもあります。その年金の性質から
申しまして、金鵄勲章というものは生
命を捨つることを必至の条件として得
た特別の恩典でありますから、こうい
う一般恩給を審議するに当っては、当
然賞勲局としてはこれを提出されて、
かわいそうな境遇におられる者の不遇を
救つてやるように努力していただくべ
きだと思ひます。しかもこの人数はも
う少いのでございます。日清、日露戦
争くらいのものであつて、大した人数
でもございせんから、この際一般の
恩給処理をされると同時に、本件につ
いても同様に解決するように努力して
いただきたいと思います、御意見い
かがですか、これを伺いたいと思ひま
す。

○吉田説明員 ただいま金鵄勲章年金
について御意見がございましたが、実
はこの問題につきましては、前々から
国会に對しても請願がございましたし、
私どものところへもたくさんの方の請
願が参つておられるのであります。この支
給を受けておられる方々に對しまして
は大へんお気の毒に存じますが現在の

ところは以下述べますような事情で、
当局といたしましては、まだこれを正
式に取り上げて検討するという意図を
持つておられないのであります。その理
由といたしましては、第一に実情でござ
います。金鵄勲章を受けた方々で今
生きておられる方が約六万人ございま
す、大体推定であります。六万人程
度と思ひます。その六万人のうち、年金
を受けておられるのは三万人——半數
程度、あるいはそれを下回るかもしれ
ませんが、あとの半數は昭和十五年四
月二十九日以後の金鵄勲章受領者であ
りまして、当時規定が変更されて、一
時金として賜金をいただいておりますの
でございます。それで終戦後の情勢にお
きまして、この金鵄勲章年金が廃止さ
れますと同時に、一時金としていた
いておつた賜金公債も当然廃止されま
した。それでもし年金を復活するとし
ますと、一時金公債をもちつた方々の
公債についても、権衡上何らかの検討を
加えなければならぬと思ひます。また金鵄
勲章受領者だけでなく、昭和十二年以
後戦功等のために戦時功勞として賜金
を受けられた方が多數ありまして、
その賜金についても考慮しなければ
ならないということになりまして、
非常に関連するところが多くなりまし
て、当局としましては、ただいまこ
れらの問題の区切りをつけなければな
りませんので、金鵄勲章年金だけを取
り上げて検討するということにつきま
しては消極的な態度をとつておりま
す。それから金鵄勲章年金は金鵄勲章
と表裏一体の関係にあるものでありま
して、終戦後、新憲法の施行とともに
金鵄勲章が廃止されました、この廃止
に伴つて年金も廃止されたのでありま

すので、本体である金鵄勲章の復活と
いうことは現在の情勢では考えられま
せんので、金鵄勲章に伴うものであり
ますから、本体の金鵄勲章が廃止され
ておる現在において、この年金として
復活するといふような問題はやはり問
題であらうと思ひます。それから
からなお年金としての復活につきま
しては、金鵄勲章年金はやはり一つの榮
典に伴う特権ではないかといふような
解釈もありまして、現在の憲法が榮
典に伴う特権を禁止しておりますの
で、この点からも疑義があるといつた
ような、上に述べました三つの事情か
ら年金の復活といふのはつきりした形
で、目下のところその意図を持つてお
らないといふことを申し上げておきま
す。

○眞崎委員 ただいまのような考え方
は、露骨に言つて金鵄勲章所持者に対
する非常に残酷な処置であり、またそ
のお考えの根本は、戦争に対する悪宣
伝に感化され、災ひされたものであ
り、受勲者がいかにも軍閥であるかの
ような考えを持たせて、日本の愛国心
をなくするような、国家を弱体化さす
思想の宣伝のために災ひされているも
のであつて、今日憲法が日本の再建に
適せぬことは、もう大多數の者も認め
ておるところでありますから、そうい
う間違つた考え方、いつまでも愛国心
を防ぐような考え方でもつて、この勲
章に對する処置をすべきものではない
と私は思ふ。一番率直にこの問題を
やらなければならぬように再建の愛国
心、人のために犠牲になつて働いて、
そうして人の幸福を求めるような考え
方は出てこないと思ふ。ぜひともこの
機会において、そういう戦争直後の誤

まった考えに災ひされぬようにして、
公平にやういふ戦争に對する功績のあ
る者に対する恩給を考へていただくよ
うに私は望みたいと思ひます。

○相川委員長 大村清一君。

○大村委員 まず第一に当然のことを
お尋ねするようでありまして、今回こ
の法案を提出されました御趣旨を伺
つておきたいのであります。私考えま
すに、恩給及びこれに関連する諸問題
は、世間におきまして、また国会に
おきまして、たびたび問題になつて
おります。政府のやり方として各所に
手落ちがある、ないしは不均衡がある
といふようなことが随所にごさいます
ので、國の制度としてこの問題につ
いて概括的、根本的に調査をされまし
て、今までありましたような諸問題を
網羅いたしまして、この問題に對し
て、大臣の説明にもございましたよう
に、合理的かつ公平な給与が行われる
ような案を得たいといふ御趣旨であ
らうと思ひますが、私の想像
が當つておりますか、また別のお考
えがございしますか、その点をまずもつ
て伺つておきたいと思ひます。

○八巻政府委員 ただいま大村先生か
ら御指摘のように、全くその通りであ
ります。恩給制度といふものが戦後こ
とに激しく動揺いたしております。す
なわち、ベースアップが戦後から続け
ざまに行われておりますし、それか
らまた軍人恩給が廃止せられ、長い間
のプランクがあつてまた再出された、
かういふやうにいろいろな戦前に見ら
れなかつたやうな変動を経てござい
ます。その間にいろいろな調整を要す
る問題があつたわけでありまして、軍
人恩給復活後におきまして、逐次

毎年々々是正措置と申しましようか、
恩給法の改正の措置をやつて参つたわ
けでございます。しかしながら、なお
いろいろの問題が残つておるというの
で、これを一つ一つはかとの関連なし
に考へて参りますと、いろいろな問
題があり、それからそれへと波及して
参ります。従ひまして、それを全般を
ながめて、そうして長期を見通して、
一体これをどうするかといふことを検
討する時期じやないだらうか。そうい
う意味合いにおきまして、大村先生御
指摘のように、この際調査会を設けて
これらを検討して、將來の恩給上の政
策の土台にしていきたい、かういふ考
え方でございます。

○大村委員 本調査会の設置をせられ
ます趣旨につきましては、大体私も了
解いたしましたのであります。ただいま
申されましたやうな御趣旨であるとい
たしますと、本法の最も重要な中心
となるものは第二条であると思ひので
あります。つきましては、この第二条に
つきまして、具体的に何つてみたい
と思ひのであります。第一号を見ますと、
と、例示されたあと、その他旧軍人又は
その遺族の恩給に関する事項」というこ
とで広くくつてあるものであります
が、例示されております以外の項目に
つきまして、今までどういふやうな問
題があつたかといふこと、恩給法につ
いて専門的に御研究になつております
調査事項はどの範囲のものがあるかと
いふことを具体的にできるだけ詳細に
承つておきたいと思ひます。次にま
た引き続き申し上げますがとりあえず
第一号について伺つておきたいと思
ひます。

○八参政府委員 この法律の上では非常に特例的でございまして、第一号は、旧軍人の公務傷病恩給、公務扶助料その他旧軍人またはその遺族に関する恩給、こういうことになっております。公務傷病恩給につきましても、その中身といたしましては、増額の問題がありますし、また退職後に出生した子供に対して加給をつけるというふうな問題もありますし、その他二、三傷病恩給だけに関しましては請願、陳情に現れております。それからまた公務扶助料におきましては、倍率の改訂という問題、またこれに関連いたしまして、これは恩給法ではございませうけれども、戦傷病者戦没者遺族等援護法の関係におきまして、動員学徒等の戦没者遺族に対する遺族年金を支給するというふうな問題等がございまして、それからまた旧軍人の普通恩給につきましても、これにつきまして加算制度を復活せよという要望がございまして、それからまた、これは軍人、文官を通じてございまして、現在恩給のベースが、軍人におきましては一万二千円ベース、文官におきましては昭和二十九年一月一日以前におよめになつた方は一万二千円ベースに据え置かれておる。これを現在の文官と同じように一万五千円ベースに引き上げるといふふうな要望がございまして、その他一般文官におきましては、請願、陳情に現れておりますものだけでも十数項目にわたつておりますし、またこまかい問題になりますと、軍人につきましても十数項目の問題が請願、陳情の内容として現れております。また戦傷病者戦没者遺族等援護法の関係におきましても、恩給法上の諸要望に関連いたしまして出て参りますところの要望が七、八項目出ております。

たしまして出て参りますところの要望が七、八項目出ております。こういうふうな実情でございまして、これらの請願、陳情に現れた個々のケースについてここで申し上げるのほどかどうかと思つておりますが、この程度で……

○大村委員 第一号につきましては大体了解をいたしました。

次に第二号につきましては、これは「前号に掲げる者以外の者の恩給に関する事項」となつておまして、大臣の説明によりまして、文官の恩給も研究対象になるといふような説明もあつたのでありますが、そうしますと、文官恩給の点はこの第二号に含まれるのではないかと思ひますが、この第二号に掲げてありますところの調査事項といふものは、もし文官恩給を含むといふと、そのほかどのようなものがあるか、これも具体的に御説明を承つておきたいと思ひます。

○八参政府委員 第二条の第二号は「前号に掲げる者以外の者の恩給に関する事項」とございまして、これは文官に関する恩給のことでございます。法律的に書きますと、文官恩給と書けませんものでございまして、こういうふうな表現になるわけでありまして、第二号は文官恩給をさしておきます。

文官恩給におきまして問題になつております点は、先ほどもちよつと触れましたが、一万二千円ベース時代にやめた方の恩給が、その後一万五千円ベースになつてからやめた方の恩給とつり合ひがとれておらぬ、そこで一万五千円ベースに引き上げてもらひたい、こういう要求が一番大きい問題でございまして、これはもちろん軍人の恩給についても同様な問題がからんでくるわけでございます。

給についても同様な問題がからんでくるわけでございます。

それから、文官恩給につきましても昨年の不均衡是正、いわゆる昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた恩給等の年額の改定に関する法律というものが去年出ましたが、この際、六十歳未満の在職者、その遺族に対する恩給増額を一応停止している。すなわち、不均衡是正措置によつて、増額分だけは六十歳以上の方にだけ差し上げよう、こういう措置をいたしたのでございまして、これを解除していただきたいという要望がございまして、それから、追放された公務員の恩給につきましては、追放期間中普通恩給が停止せられておる、あるいは、追放解除後一時恩給というものが解除になつた関係上、ベースが違ふ時代にもなつておる。そこで、追放解除時を基礎にして一時恩給を支給せよ、こういうふうな問題がございまして、それから裁判官の恩給につきまして、最高裁判所の判事の普通恩給の年限を七年に短縮してもらひたい、または弁護士出身の裁判官に対する普通恩給の年限を、十七年を十年に短縮してもらひたい、こういうふうな要望がございまして、自衛官の恩給につきましては、いろいろな加算制度を実施せよ、あるいは若年停止の制度を廃止せよ、こういうふうな要望が出ております。

その他、これは現在恩給法上の問題ではございませぬけれども、元満洲国日本人官吏等、すなわち、元満洲国日本人の文官、軍人、こういう方々につぎまして、向うで勤務した機関……旧満洲国あるいは蒙疆自治政府、あるいは協和会、新民会というところで勤められたという方々の在職に對して、それらの機関から何らの決着を受けておらぬ。従つて、その在職を恩給法上の在職とみなして恩給法上の処遇をして、日本国政府として決着をすべきである、こういうふうな要求が出ております。

なおまだこまかい問題は二、三ございまして、文官関係におきましても合せて十数項目の要望が現れております。

○大村委員 次に第三号につきまして同様のお尋ねをいたしたいと思つたのでありますが、第三号に該当します事項は、ここにはきかめて抽象的に書いてあつて、例示もございませぬが、これにつきましても念のためにおもなる調査事項を承つておきたいと思ひます。

○八参政府委員 この第三号の関係は、戦傷病者戦没者遺族等援護法の問題について審議をいたそう、こういうわけでありまして、援護法の関係で、恩給法のいろいろな問題に関連して、たとえば公務扶助料の増額といふことになりまして、当然遺族年金の問題に波及して参ります。御承知の通り、遺族年金は兵の公務扶助料と同額になつておるから、これが上りますと当然遺族年金の方の額も上げなければならぬ。また公務傷病恩給の方の増額が改定になりますと、当然それに関連いたしまして、戦傷病者戦没者遺族等援護法の中の障害年金というものの額が、またそれにつれて変わつてくるというふうな関係もあります。また昨

年のいわゆる公務死傷恩給大によりまして、内地死亡者の遺族に對して公務扶助に準ずる取扱ひをいたしたわけでありまして、この法律が可決になります際に、たしか、動員学徒等の戦没者遺族に對しても遺族年金を支給すべき、こういう附帯決議があつたと記憶しておりますが、そういうふうな問題もこの際検討いたすことにならうと思つております。それから、ただいま同じように動員学徒で戦傷を受けたという方々につきまして、障害年金を給することをすべきかどうかという問題につきましても調査の対象になるものと考えております。

その他こまかい問題は、遺族年金の関係におきましてもいろいろあるようございまして、おもなる事項は、今申し上げたような点であると思つております。

○大村委員 それでは、最後の第四に「その他前号に関連する事項」となつておりますが、ここであげられております事項につきまして、細目にあつてまでお述べをいたしたくなくとも、うであります、おもなるものがあるますならば、参考のために何つておきたいと思ひます。

○八参政府委員 第四号では「その他前号に関連する事項」ということで一、二、三、四を審議して参りました際に、それに関連して、どうしてその取扱いの均衡上扱わなければならぬというふうな問題として考えられますことは、先ほども第二号を説明する際に私が申し上げました点は、これはあるいは四号に入らんじやなかろうか、すなわち旧満洲国における官吏の方々はもう恩給法のうち外にあるわけ

ない、内地死亡者の遺族に對して公務扶助に準ずる取扱ひをいたしたわけでありまして、この法律が可決になります際に、たしか、動員学徒等の戦没者遺族に對しても遺族年金を支給すべき、こういう附帯決議があつたと記憶しておりますが、そういうふうな問題もこの際検討いたすことにならうと思つております。それから、ただいま同じように動員学徒で戦傷を受けたという方々につきまして、障害年金を給することをすべきかどうかという問題につきましても調査の対象になるものと考えております。

その他こまかい問題は、遺族年金の関係におきましてもいろいろあるようございまして、おもなる事項は、今申し上げたような点であると思つております。

○大村委員 それでは、最後の第四に「その他前号に関連する事項」となつておりますが、ここであげられております事項につきまして、細目にあつてまでお述べをいたしたくなくとも、うであります、おもなるものがあるますならば、参考のために何つておきたいと思ひます。

なんでありまして、こういう方々について恩給法上の処遇をするかどうかという点と自体がまず問題なんでありまして、その恩給法上の処遇を要するといふ場合、そういうふうな方々をどうするかというふうなことが問題になってくるわけでありまして。従いまして、一号、二号、三号にはいずれも入っていない、しかし問題としては、よく審議をするのが適当じゃないか。こういう意味におきましては、あるいはそういうふうな問題は四号に入るものと考えております。

○大村委員 だんだん詳細に御説明を承わったのでありますが、大体今まで恩給及びこれに関連する諸問題につきまして民間あるいはわれわれ議員の間問題になりまして、御説明で尽きておるようには思ふのであります。どうかこの調査会ができましたのは、調査会の機能を十分發揮せられまして、この恩給問題について国家の救済、恩恵が漏れるというふうなことがないようにすべきは当然であります。さらにまただんだんと問題になっております給与の不公平という点も十分に審議をされまして、りっぱな成案を得られ、これを恩給制度として将来の国会において確定をした場合におきましては、もはやどこにも不平、不満はないというように、目的が達成されますように、政府におきまして善処をしていただきたいと思ふのであります。この希望を付しまして私の質問を終ります。

○相川委員長 保科君。

○保科委員 私ちょっと恩給局長に伺いたいのですが、臨時恩給等調査会と「等」をくっつけたのは私こういうよう

に承知をしておるのです。今の説明だと少し物足りぬような感じがするので、これは戦争という異常状態によつて、それに原因してできたいろいろな、国家として処理すべき事項が不均衡になつておる、あるいは全然やらなかったというふうなもの、そういうふうなものをこの際全般的に——この提案理由の説明にもありますように、問題の全般を見きわめつつ適当な対策を講ずる、これは全般について取り上げるか取り上げぬかというふうなことも検討して、今大村先生からお話がありまして、取り上げて検討してみようということでありまして。従つて先ほど眞崎委員から御質問があつたような、日清戦争、日露戦争のやうな、全然今度の戦争に關係のなかつた人の特権をも侵害して取り上げてしまったというふうなものも、当然ここで問題になるとわれわれ了解しておつたのですが、この点に關してもう少し御説明を承わりたいと思ひます。

○八巻政府委員 御趣旨の点はよくわかりますが、この恩給等と「等」の字は援護法による援護ということを含めた意味でありまして、この調査対象というものを、恩給法の土俵の中で、あるいは援護法の土俵の中で、いろいろなアンバランスの問題があるとか、その特殊事情にかんがみましていろいろな御要望があるとか、こういうふうな問題がございまして、その中で検討するといふふうな頭でこれは考えております。土俵の外にあるのを土俵の中に上げるかどうかということは、前提としてそれが審議されなければならぬけれども、一応その中に上つて

おるものをまず検討するという考え方であります。点を御了承いただきたいと思ひます。

○保科委員 土俵外のものも検討の値打があるかどうか、そういうものは一応ここで取り上げてみて検討しなくちゃいかぬ、われわれは初めそういうふうに聞いておつたわけですから。ここでこれを取り上げて検討するかどうかは別問題で、そういうものを一応取り上げてみて、これはほかのところでも検討してもらつた方がいいというふうなところも、全般的にこれを解釈するように私はやつてもらいたいと思ふ。そうではないと、またこれはいろんなものがあるに残つて問題を起してくる。こういうものを取り上げてどうしようにやつて、いろいろ検討したがこうなつたんだという答案がそこに出ない、やはり國家の要請に應じてやつたことに對する処置が残つてしまふ。こういうことがないやうに、ぜひこの際はつきりしておつたのですが、ぜひそういうやうに一つ検討をお願いしたいと思ひます。

ついでに私は賞勳部の当局者に申し上げたいのですが、向は先ほど眞崎委員に答へられた答弁に不満なものです。表向きにいうとあれはその通りでしょう。しかしながら表向きばかりやつてしまつたのでは行政とか政治とかはあり得ないのであつて、日清戦争とか日露戦争とかで國の興隆に貢献した人、こういう方々に対して國が特権を与えておつたのを、今度の大東亞戦争によつて間違つた処理をされたので、これは大東亞戦争だけの処理をすればよかった、何も過去にさかのぼつてそう

いふものをやるべきでなかつたと思ふのです。そういう観点から、賞勳部やそういう方面において、かつて日本の興隆に貢献した者に対して、当然実惠的な精神的な解釈として、そういうものを検討して、そして処置すべきであるとは私は考えておる。そういうものを扱ひ方をせずに単に一プラス二イコール三というやうな政治はありはしない。そういう面で賞勳部の方は少し考え方を変えて、今度の臨時恩給等調査会と協力をして、温情をもつて、きわめてあたたかい気持ちをもつて解決してやるという氣持になつてほしいということをお私に要望いたしておきます。

○相川委員長 床次君。

○床次委員 今度の臨時恩給等の調査会設置につきまして、この調査会は恩給と云ふものの概念を前提として調査するんじゃないか、今後社會の進展に伴ひまして社會保障といふものの範疇で考へたらどうかという議論も相當あるものであります。この調査会そのものはあくまで恩給という立場において、過去の大問題につきまして、第二条に掲げられた事項について考へる、さうに考へてよいかと思ふのですが、この点について政府の意向を伺いたいと思ひます。

○八巻政府委員 ただいま床次先生の仰せになりました通り、この調査会はあくまで恩給という土俵の中での問題、援護法の土俵の中での問題といふことを考へておりますので、それ以上広義の問題といふものにつぎましては、それぞれ別途の調査会なりあるいは調査機關において審議される。この調査会に与えられた任務はあくまで恩給そのもの、援護そのものといふもの

について限定しておるわけでありまして。

○床次委員 それから第六條におきましては、この新調査会は調査審議の結論をおそらく昭和三十一年十一月十五日といふふうに限つておるのであります。この結果この調査会の答申といふものは、必ず米年度の予算において考慮できるというのを前提とし、政府もまた考慮するといふことを約束して、過般の団体等にも話しておつたと思ふのであります。この点はさうに了承して差しつかえないかどうか政府の御意向を伺ひたいと思ひます。

○八巻政府委員 この答申の期日を十一月十五日ということにいたしましたのは、これらの事項に對する調査審議はできるだけ早く、半年の審議期間をかければ十分に審議ができるであらうといふことを予定いたしました。十一月十五日といふ半年の期間を見たのであります。なおあわせまして米年度の予算編成の時期にも間に合うやうに、こういう意味合いにおきましてこの時期をきめたわけでありまして。従いましてこの調査会の答申が出ました時におきましては、政府はできるだけその趣旨を尊重して參るといふことは當然であらうと考へております。

○床次委員 この審議会の委員の任命であります。これは国会議員、關係各行政機關の職員及び學識経験者であるのであります。これに對しましては相當利害關係者もあるものであります。公正な結論が出ることを望ましののであります。政府におきましては、どういふ委員を予定されておるか、今日予定されておる方がおわかりならば御答弁いただきたいと思ひま

す。しかし私どもの意見といたしましては、これはでき得る限り客観的な、公平な、社会的均衡という立場から見て結論を出していただいて、そうして先ほど各委員の述べられましたごとく、この調査会の調査結論をもちまして、一応過去の問題を一切解決し得るような結果を得たいと思うのであります。かかる趣旨において遺憾なきを期してもらいたいと思いますが、政府の意向をちよつと伺いたいと思います。

○八巻政府委員 委員の総数が二十五名以内となつておりますが、その内訳につきましてはまだ現在のところ予定だけでございまして、最終的にきまつておりませんけれども、大体の腹づもりといたしましては国会議員九名、関係行政機関の職員が五名、学識経験者十一名というふうな構成にいたしたいと考えております。なおこの構成につきましてはできるだけ各界の公正なる意見を反映させる、こういう意味におきまして選考し、また国会にお願ひし、また学識経験者の選考に当りまして、またそういう心がまえで参りたい、こう思つております。

○相川委員長 次会は明十九日午前十時より開会いたすことといたしまして、

本日はこれにて散会いたします。
午後二時三十七分散会